

○東部地域広域水道企業団使用水量認定等取扱基準

平成18年3月23日

告示第5号

改正 平成21年4月16日企業団管理規程第2号

平成23年4月1日告示第3号

平成26年3月10日告示第3号

(趣旨)

第1条 この告示は、東部地域広域水道企業団給水条例（平成18年東部地域広域水道企業団条例第6号）第26条及び東部地域広域水道企業団給水条例施行規程（平成18年東部地域広域水道企業団企業管理規程第17号）第17条第2項の規定に基づく使用水量の認定等について、必要な事項を定めるものとする。

(認定対象)

第2条 水量の認定は、次に掲げるところによる。ただし、善良な管理者の注意を怠った場合は、認定を行うことができない。

認定対象事項	認定水量
(1) 地下埋設管からの漏水等 (2) 壁体および床下における漏水 (3) その他特別の理由による漏水 (4) その他特別の理由によるもの	修繕を完了した月の前1年間の使用水量を平均した1箇月分を超えた部分の2分の1を減じた水量とする。 企業長が適当と認めた水量

2 前項において、善良な管理者の注意を怠った場合とは、次の各号のいずれかに該当するときをいう。

- (1) 使用者の過失により給水装置を損傷したとき。
- (2) 漏水の事実を認めながら修理を怠ったとき、又は延期したとき。
- (3) 給水装置の器具等で漏水の事実を容易に認識できるとき。
- (4) 漏水頻度の多い管で、当該布設替を勧告しても、布設替を行わないとき。
- (5) 給湯器又はこれに類する器具で二次側からの漏水のとき。
- (6) 給水設備で受水槽等の流入制御器具が不良のとき。
- (7) 無届工事による漏水のとき。

(8) 漏水箇所の修理を指定給水装置工事事業者以外で工事をしたとき。

(認定の申請)

第3条 水量の認定を受けようとする者は、水量認定申請書(様式第1号)及び、指定給水装置工事事業者の修理報告書(様式第2号)を提出しなければならない。

2 企業長が必要と認めたときは、指定業者の修理工事報告書(様式第2号)を添付しなければならない。

(認定)

第4条 企業長は、当該申請に基づき実情を調査し、水量の認定が必要と認めたときは、速やかに結果を申請者に通知するものとする。

2 前項の認定水量を決定するときは、水道技術管理者の意見を徴するものとする。

(認定水量)

第5条 認定水量は、認定を行う検針水量から前1年間の使用水量を平均した水量を超えた部分の2分の1を減じた水量とする。ただし、これによりがたい場合は、企業長が認めた水量とする。

2 認定水量の計算に1立方メートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月16日企業管理規程第2号)

この告示は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日告示第3号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月10日告示第3号)

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

東部地域広域水道企業団
企業長 様

申請者
住 所
氏 名 ㊟

水 量 認 定 申 請 書

東部地域広域水道企業団給水条例施行規程第17条の規定による使用水量の認定をお願いいたしたく申請いたします。

記

給水装置の場所	市・町 字 番地
メーター口径	mm
申 請 理 由	
添 付 書 類	

事務局長	事務局次長	営業担当リーダー	担 当
認 定	年 月 日	調 定 更 正 日	入 力 印
整理番号			
意 見	認定対象事項 東部地域広域水道企業団使用水量認定等取扱基準第2条第1項第 号に該当する。 施設担当リーダー ㊟		
	理由		
検針水量		認定水量	調定減水量
算 出			

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

東部地域広域水道企業団
企業長 様

指定給水装置工事事業者

住 所
氏 名 ㊟

修 理 工 事 報 告 書

下記の修理工事を施行したので報告します。

記

- 1 修理箇所 住所
氏名

- 2 修理年月日 年 月 日

- 3 漏水箇所及び修理方法

- 4 メーター番号

- 5 修理完了時のメーター指針

- 6 添付書類
 - (1) 位置図
 - (2) 平面図及び修理箇所詳細図
 - (3) 工事写真（着手前・施工中・完成）